

全 建 事 発 第 84 号

平成 24 年 10 月 31 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会

会 長 浅 沼 健 一

〔公 印 省 略〕

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 23 年 6 月に取りまとめられた「建設産業の再生と発展のための方策 2011」を踏まえ、建設業許可・更新の申請時に、新たに健康保険等の加入状況を記載した書面の提出を義務付けること等を内容として、建設業法施行規則が改正（平成 24 年国土交通省令第 52 号、5 月 1 日公布）されたところです。

さらに、平成 24 年 11 月 1 日の改正建設業法施行規則の施行以後、社会保険未加入企業への加入指導が開始されることにあわせ、今般、国土交通省より「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」（平成 14 年 3 月 28 日国総建第 67 号）の一部を改正し、平成 24 年 11 月 1 日以後に行われた不正行為等について、改正後の基準によって監督処分を実施する旨の通知がありました。

つきましては、別添のとおり関係資料を送付いたしますので、貴会会員に対しご周知くださるようお願い申し上げます。

敬具